

保国発 1226 第 1 号
令和 7 年 12 月 26 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）

「規制改革実施計画」等を踏まえた行政手続のオンライン化の
実現に向けた対応について

行政手続のオンライン化については、「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求める行政手続のうち、令和 7 年 12 月末までにオンライン化する方針が決定している約 12,000 種類の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ措置する」こととされている。

また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）においては、「国民の利便性の向上につながる行政手続から優先的に、オンライン化、行政機関間の情報連携等による添付書類の省略及び既存の情報システムにおける利便性向上に必要な情報システムの整備を行う。「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービスの実現を目指す。」ことが求められている。

これらを受け、厚生労働省では、国民等の利便性向上と行政事務の効率化に資するよう業務改革や制度見直しを行うとともに、国が申請等の受け手となる手続について、令和 7 年 12 月末までに、原則、オンライン化することを目指し、必要な取組を進めている。

今般、「令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）において、「国民健康保険に係る療養費等の申請における添付書類（施行規則 27 条 2 項及び 27 条の 11 第 2 項）については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平 14 法 151）及び厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平 15 厚生労働省令 40）に基づき、地方公共団体の判断によりオンラインによる提出が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和 7 年度中に通知する。」とされたことも踏まえ、下記内容を周知する。

地方公共団体においても国民等の利便性向上と行政事務の効率化に資する取

組がより促進されるよう、地方公共団体が申請等の受け手となる手続について、下記内容を参考に、行政手続のオンライン化に向けた必要な措置を採られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

地方公共団体が申請等の受け手となる手続のうち、以下に掲げる申請や届出等の手続については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号、以下「法」という。)第 6 条及び厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成 15 年厚生労働省令第 40 号。以下「主務省令」という。)に基づき、電子情報処理組織を使用する方法により行って差し支えないものであるため、マイナポータルの活用を含め、オンライン化に向けた必要な措置(※)を採られるようお願いする。

- ・国民健康保険組合による滞納処分申請(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 80 条第 1 項)
- ・国民健康保険審査会への審査請求(国民健康保険法第 91 条)
- ・資格取得の届出(転入等)(国民健康保険法施行規則(昭和 33 年厚生省令第 53 号)第 2 条第 1 項)
- ・資格取得の届出(適用除外に該当しなくなったとき)(国民健康保険法施行規則第 3 条)
- ・修学中の者に関する届出(国民健康保険法施行規則第 5 条)
- ・病院等に入院、入所又は入居中の者中に関する届出(国民健康保険法施行規則第 5 条の 2)
- ・身体障害者療養施設等入所者に関する届出(国民健康保険法施行規則第 5 条の 4)
- ・資格確認書の再交付申請(国民健康保険法施行規則第 7 条第 1 項)
- ・資格確認書の返還(国民健康保険法施行規則第 7 条第 2 項及び第 4 項)
- ・高齢受給者証の再交付申請(国民健康保険法施行規則第 7 条の 4 第 4 項)
- ・高齢受給者証の返還(国民健康保険法施行規則第 7 条の 4 第 5 項及び第 7 項)
- ・被保険者の氏名変更の届出(国民健康保険法施行規則第 8 条)
- ・被保険者の世帯変更の届出(国民健康保険法施行規則第 9 条)
- ・世帯主の住所変更の届出(国民健康保険法施行規則第 10 条)

- ・世帯主の変更の届出(国民健康保険法施行規則第 10 条の 2 第 1 項)
- ・同一の都道府県内の他の市町村の区域内に住所を変更した者に関する届出(国民健康保険法施行規則第 11 条)
- ・資格喪失の届出(全喪・転出等)(国民健康保険法施行規則第 12 条)
- ・国民健康保険組合の役員の変更の届出(国民健康保険法施行規則第 23 条)
- ・国民健康保険組合の解散申請(国民健康保険法施行規則第 24 条)
- ・基準収入額適用の申請(国民健康保険法施行規則第 24 条の 3)
- ・食事療養費減額認定証の返還(国民健康保険法施行規則第 26 条の 3 第 3 項及び第 7 項)
- ・食事療養減額認定証の再交付申請(国民健康保険法施行規則第 26 条の 3 第 5 項)
- ・食事療養標準負担額の療養費払いに関する申請(国民健康保険法施行規則第 26 条の 5 第 2 項)
- ・生活療養減額認定証の返還(国民健康保険法施行規則第 26 条の 6 の 4 第 3 項及び第 4 項)
- ・生活療養減額認定証の再交付申請(国民健康保険法施行規則第 26 条の 6 の 4 第 4 項)
- ・生活療養標準負担額の療養費払いに関する申請(国民健康保険法施行規則第 26 条の 6 の 4 第 6 項)
- ・保険外併用療養費の申請(国民健康保険法施行規則第 26 条の 7 第 2 項)
- ・療養費の支給申請(国民健康保険法施行規則第 27 条第 1 項)
- ・特別療養費の支給申請(国民健康保険法施行規則第 27 条の 5)
- ・原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出(国民健康保険法施行規則第 27 条の 5 の 5)
- ・特別療養費に係る療養に関する届出等(医療機関から保険者へ)(国民健康保険法施行規則第 27 条の 6 第 1 項)
- ・特別療養費に係る療養に関する届出等(指定訪問看護事業者から保険者へ)(国民健康保険法施行規則第 27 条の 7 第 1 項)
- ・移送費の支給申請(国民健康保険法施行規則第 27 条の 11)
- ・特定疾病給付対象療養認定の申請書の提出(国民健康保険法施行規則第 27 条の 12 の 2 第 1 項)
- ・特定疾病認定の申請書の提出(国民健康保険法施行規則第 27 条の 13 第 1 項)
- ・特定疾病受療証の返還(国民健康保険法施行規則第 27 条の 13 第 6 項及び第 10 項)
- ・特定疾病受療証の再交付申請(国民健康保険法施行規則第 27 条の 13 第 8

項)

- ・ 限度額適用認定証の返還(国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 2 第 4 項及び第 5 項)
- ・ 限度額適用認定証の再交付申請(国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 2 第 5 項)
- ・ 限度額適用・減額認定証の返還(国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 4 第 3 項及び第 4 項)
- ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請(国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 5 第 2 項)
- ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付申請(国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 5 第 4 項)
- ・ 高額療養費の支給申請(国民健康保険法施行規則第 27 条の 16 第 1 項)
- ・ 高額介護合算療養費の支給申請(国民健康保険法施行規則第 27 条の 26 第 1 項)
- ・ 高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付申請(国民健康保険法施行規則第 27 条の 27 第 1 項)
- ・ 特別療養給付の申請(国民健康保険法施行規則第 28 条第 1 項)
- ・ 特別療養証明書の返還(国民健康保険法施行規則第 28 条第 4 項及び第 8 項)
- ・ 特別療養給付の支給を受ける者の氏名・住所変更による届出(国民健康保険法施行規則第 28 条第 5 項)
- ・ 特別療養証明書の再交付申請(国民健康保険法施行規則第 28 条第 6 項)
- ・ 特別療養証明書の交付を受けていない者の特別の事情の届出(国民健康保険法施行規則第 28 条第 9 項)
- ・ 特別事情の届出(国民健康保険法施行規則第 32 条の 3)
- ・ 第三者行為による被害届(国民健康保険法施行規則第 32 条の 6)

(※)「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和 5 年 6 月 9 日閣議決定)において、「具体的なオンライン化等の方法としては、既存の情報システム(マイナポータル、e-Gov 等)の利用を第一に検討し、既存の情報システムでは対応できない場合や、件数が少なく費用対効果等の観点から情報システム整備等が適当ではない場合には、簡易な申請ページによる方法や電子メールによる方法等で対応する。」とされている。

マイナポータルを利用した個人から地方公共団体に対する手続きのオンライン化については、実現に向けた流れや問い合わせ先等を別添で整理している。

e-Gov を利用した法人・事業所等から地方公共団体に対する手続については、現時点でオンライン化に向けた必要な手順が決まっていないことから、決まり次第、情報を提供する。

なお、各申請等における添付書類については、国民健康保険法やそれに基づく命令においてはその提出方法を特段指定しておらず、電子情報処理組織による提出（以下「オンライン提出」という。）を妨げるものではない。また、法第6条第6項及び主務省令第7条に基づき、申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合等については、当該申請等のうちそれに該当する部分以外の部分につきオンライン化を行うことも認められる。そのため、添付書類のオンライン提出の是非については、これらの規定を踏まえるとともに、各申請等の性質に鑑み、各行政機関等において判断することとして差し支えない。

また、不正請求防止の観点から原本の確認が必要である等の理由により、オンライン提出が不相当と判断される場合には、一部の添付書類のみ郵送や窓口提出とすることも考えられる。

なお、海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金の支給申請については、平成31年4月1日付け保国発0401第2号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知「海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金の支給の適正化に向けた対策等について」（最終改正：令和5年5月24日）において不正請求対策の観点から提出書類に係る留意点について示しているところであり、判断の参考としていただくようお願いする。

（参考）

- 内閣府「規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」 p. 9
https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/220607/01_program.pdf
- デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）
第5 オンライン化を実施する行政手続の一覧等 p. 1
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/7d821abe/20240621_policies_priority_outline_05.pdf
- デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣

議決定)

別冊 オンライン化を実施する行政手続の一覧等 p. 1

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/bda4392b/20230609_policies_priority_outline_13.pdf

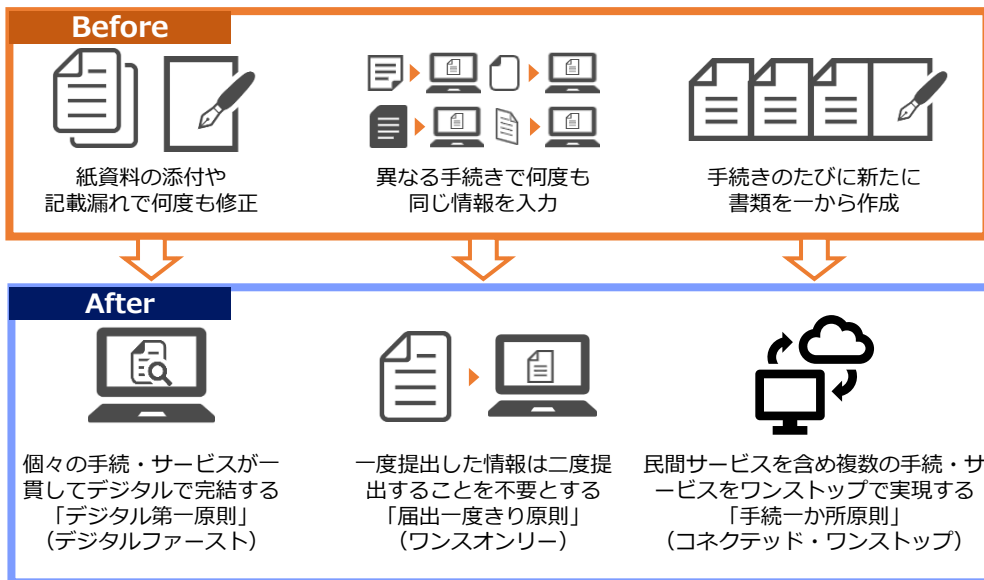
マイナポータルを利用したオンライン化の実現に向けて

令和7年×月×日

行政手続のオンライン化で目指す姿と実現手段（概要）

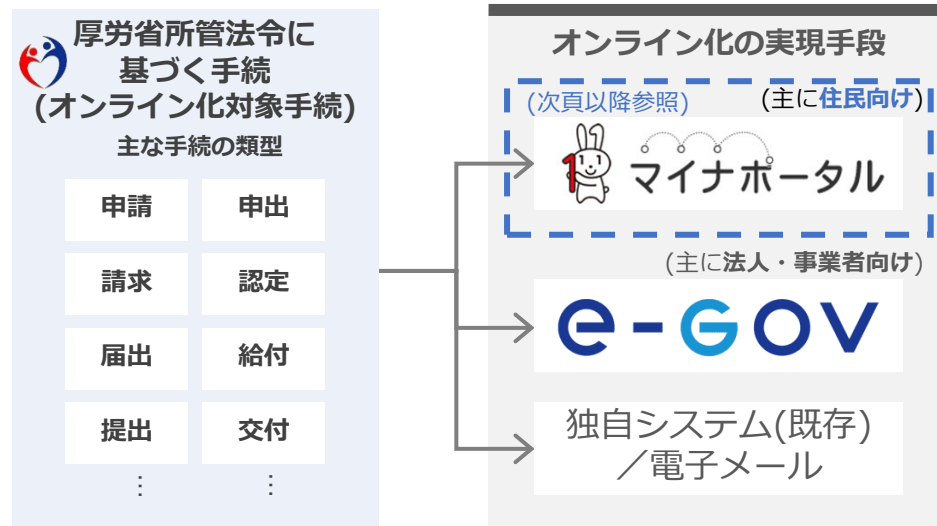
住民向けの手続については独自に申請システムを構築しなくても、マイナポータルを活用でオンライン化が可能です。手続の特性に鑑みてオンライン化の実現手法を検討ください。

行政手続のオンライン化で目指す姿



- 行政手続全般において、国民・住民や法人・事業者の利便性の向上や省力化、行政職員の業務負担軽減、行政運営の簡素化・効率化等が求められています
- 行政手続のオンライン化に当たっては、単にオンライン上で手続が行えるだけでなく、行政手続オンライン化の3原則（**デジタル第一原則（デジタルファースト）**）、**届出一度きり原則（ワンスオンリー）**）、**手続一か所原則（コネクテッド・ワンストップ）**）に留意ください

オンライン化の実現手段



- 主に**住民向けの手続**について、新規の独自システムを構築しなくても、**共通基盤であるマイナポータル**ぴったりサービスを活用することで**オンライン申請が可能**になります
※既に独自システムにより行政手続オンライン化を実現している自治体において、乗り換えを推奨するものではありません
- なお、身元確認が不要、あるいは電子メールでも十分に身元確認が担保できる手続については、費用対効果を踏まえ電子メールにより実現することも許容されます

マイナポータルぴったりサービス・利用パターンの概要

マイナポータルぴったりサービスとは

- ・ マイナポータルのサービス検索・申請を行う機能です。行政職員は「マイナポータル申請管理」にて手続きの公開や申請データのダウンロードを行うことができます。
- ・ なお、申請データのダウンロードを行う場合は、LGWAN（総合行政ネットワーク）に接続する必要があります。

利用方法概要

- ・ 「マイナポータル申請管理」に届いた申請データを業務システムに入力するにはおおまかに下記の2パターンがあります。

A：申請管理システムを改修し、マイナポータル申請管理から業務システムに自動入力できるようにする。

→行政職員の手間は審査のみになり、業務システムのみでの操作で作業が完結します。

但しこれは業務システムの改修が必要になります。

次ページ「A. 業務システムで審査する場合」参照

B：行政職員が「マイナポータル申請管理」から申請データをPDF・CSV形式でダウンロードし、紙で印刷、または画面上で確認し、業務システムに情報を入力。

→行政職員が目視やコピーによって業務システムに情報を入力するため、Aに比べて職員の業務負荷が高く、効率性に劣ります。

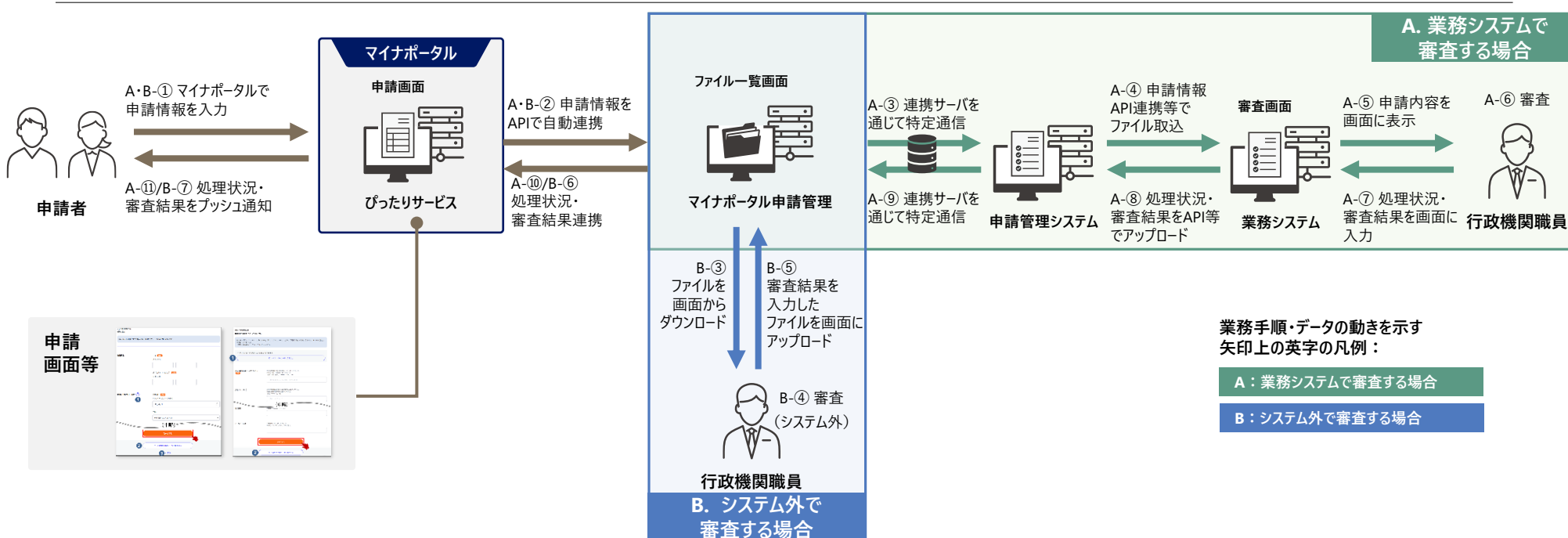
次ページ「B：システム外で審査する場合」参照

マイナポータルを利用して手続のオンライン化を実現する場合の業務の流れ

マイナポータルを利用してオンライン化を実現する場合の業務の流れについて、審査方法（業務システムで審査、システム外で審査）ごとの実現イメージを示します。

標準化対象手続のオンライン化に当たっては、**申請受付ではマイナポータルを利用し、基幹業務システムに申請データを連携し審査する**（A.業務システムで審査する場合）ことが推奨されます。

マイナポータル利用時の業務の流れ（概要）



「A. 業務システムで審査する場合」業務改善から運用までの一連の検討については参考資料「自治体フロントヤード改革推進手順書」の4.2を参考にしてください。

「B: システム外で審査する場合」マイナポータルぴったりサービスの利用の流れについては参考資料「スタートガイド 地方公共団体向け」P5をご参照ください。

マイナポータルを利用したオンライン化の実現に当たり参考となる資料及び各種問合せ先を以下に示します。

参考資料

ぴったりサービススタートガイド 地方公共団体向け（1.2版）

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f1e530a8-428b-4cb1-918b-fbc91c2e9493/f444293e/20231208_policies_administrative_procedures_online_outline_02.pdf

※マイナポータルぴったりサービスの利用に関するガイド

マイナポータル「地方公共団体の手続に申請する」

<https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0180.html>

※申請者向け視点の利用の流れ

マイナポータル操作マニュアル・各種ガイドライン

<https://focus-st-local.oss.myna.go.jp/dls/web/login>

マイナポータル申請管理のマニュアルは、マイナポータル申請管理にログイン後、「その他」の「各種ダウンロード」からご確認ください。

※マイナポータル申請管理の操作マニュアル等

総務省「自治体フロントヤード改革推進手順書【第1.0版】」

https://www.soumu.go.jp/main_content/001011986.pdf

※自治体の人口規模等を考慮し、改革の各段階でやるべきことや留意点が見える手順書

総務省「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書【第3.0版】」p6

https://www.soumu.go.jp/main_content/000944060.pdf

※マイナポータルぴったりサービスを利用する際の標準的なシステム構成例等

デジタル庁「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」

https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/common-feature-specification#common-feature-specification

※基幹業務システムの共通機能の標準仕様

デジタル庁「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」

https://www.digital.go.jp/policies/local_governments

※基幹業務システムの標準仕様書等

問合せ先

デジタル庁（マイナポータル担当）

連絡先：

マイナポータル（ぴったりサービス）運用部局

担当：デジタル庁国民向けサービスグループフロントAPI基盤班

E-mail：kiban.renkei@digital.go.jp

総務省（自治体の行政手続のオンライン化担当）

連絡先：

総務省自治行政局市町村課行政経営支援室

E-mail：gyoukaku@soumu.go.jp

■「デジタルPMO」からの問合せ（※マイナポータルのみ）

<https://www.digital-pmo.go.jp/digital-pmo-web/login/select-login>

「分類1：マイナポータル」、「照会先：デジタル庁（マイナポータル運営主体）」を選択

（参考：デジタルPMOについて）

https://faq.myna.go.jp/category/show/147?site_domain=api0